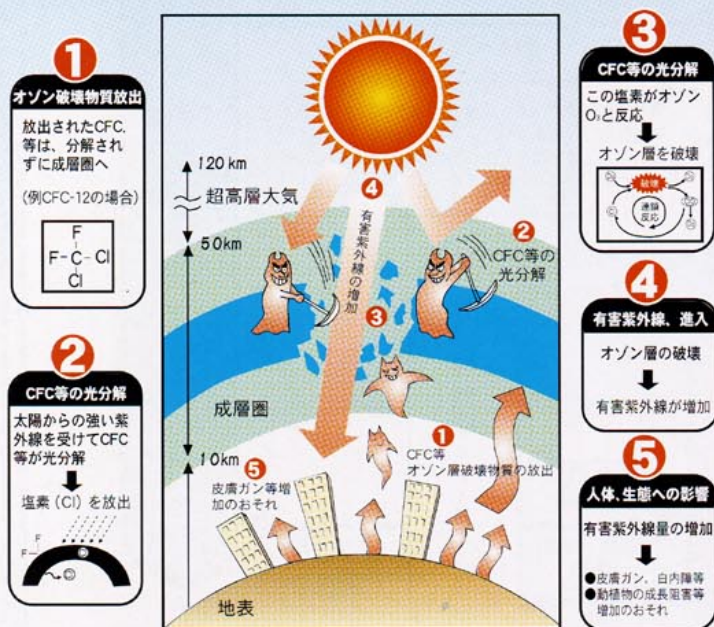


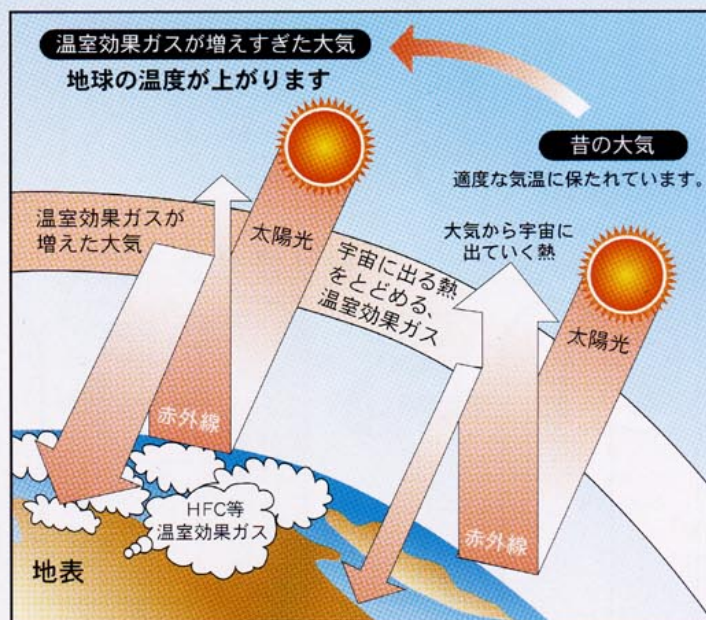
フロン回収破壊法が 制定されました！

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のためには、機器に使用されているフロン（CFC, HCFC 及び HFC）の大気中への排出を抑制することが重要です。このため、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンを対象に、機器が廃棄される際にフロンの回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成13年6月に制定されました。この法律は、平成13年12月以降、段階的に運用が開始されます。地球環境を守るため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

オゾン層破壊のメカニズム



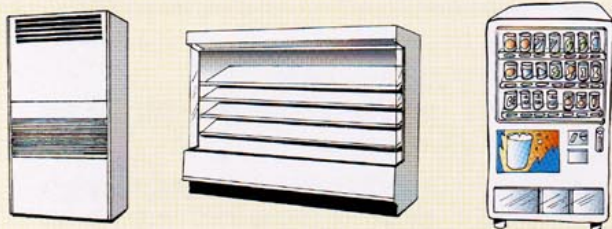
地球温暖化のメカニズム



フロン回収破壊法で対象となる特定製品の定義

【第1種特定製品】

業務用の機器であって、冷媒としてフロンが充てんされているエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む）



【第2種特定製品】

冷媒としてフロンが充てんされている、自動車用エアコン



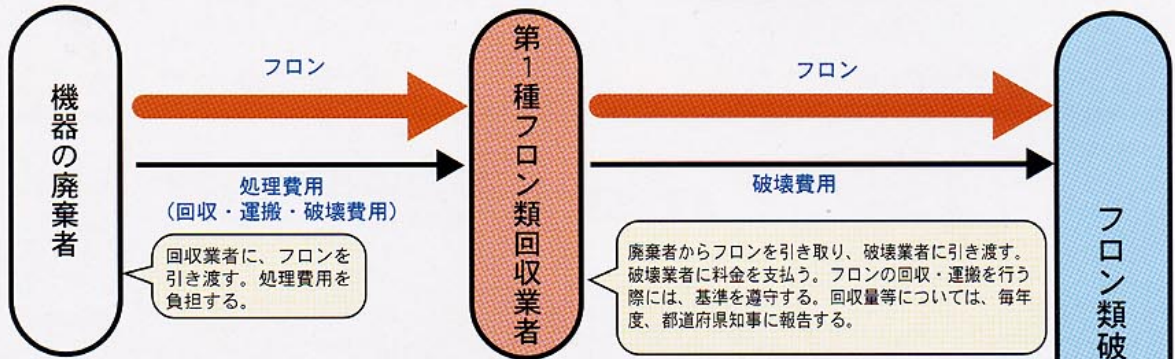
フロンの回収及び破壊のシステム

フロンの放出禁止

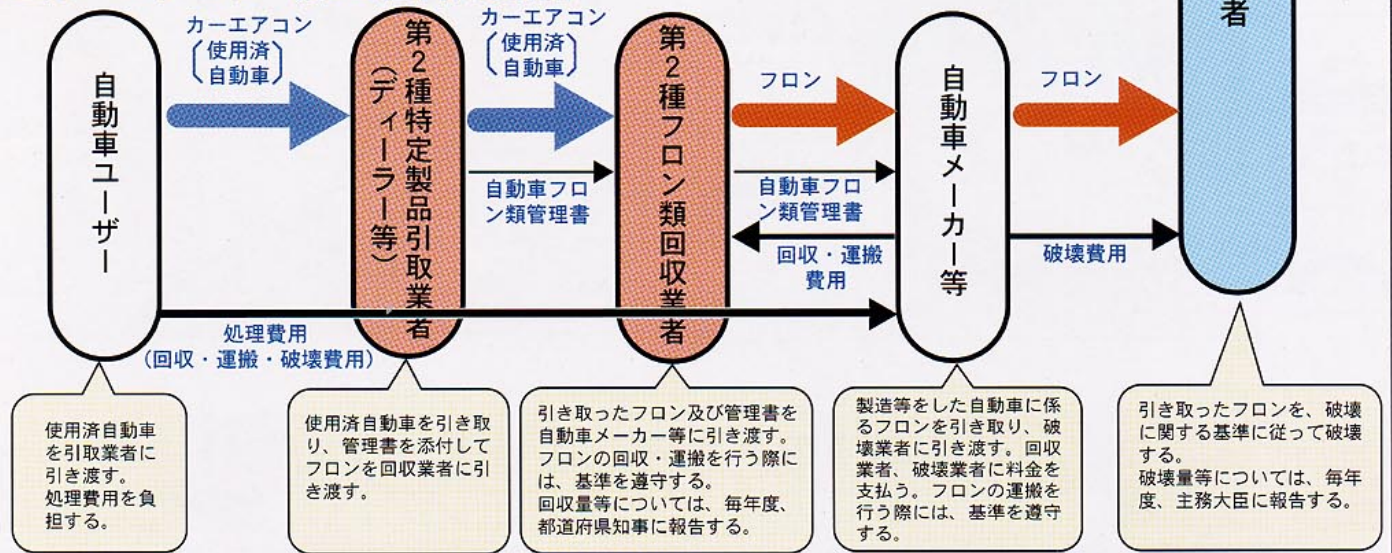
- ◆みだりに特定製品（業務用冷凍空調機器及びカーエアコン）からフロンを放出することはできません！（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ◆特定製品の製造者等は、特定製品に「フロンの回収が必要」等の表示をしなければなりません！
- ・特定製品を廃棄しようとする者は、それぞれ定められた業者に引き渡し、かつ処理費用を負担しなければなりません。
- ・業務用冷凍空調機器からフロンを回収する業者、カーエアコン（使用済自動車）を引き取る業者、カーエアコンからフロンを回収する業者は、都道府県知事の登録が必要となります。
- ・回収したフロンを破壊する業者は、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣）の許可が必要となります。

■業務用冷凍空調機器（第1種特定製品）

登録 都道府県知事の登録
許可 主務大臣（環境大臣、経済産業大臣）の許可



■カーエアコン（第2種特定製品）



■この法律は、平成14年4月1日から施行されます。

ただし、第1種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可に係る規定については、公布の日（平成13年6月22日）から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行。

第2種特定製品からのフロン類の回収に係る義務等については、平成14年10月31日までの間において政令で定める日から施行（登録は平成14年4月1日から施行）。

【問合せ先】

環境省 地球環境局 環境保全対策課
 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
<http://www.env.go.jp>

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
<http://www.meti.go.jp>